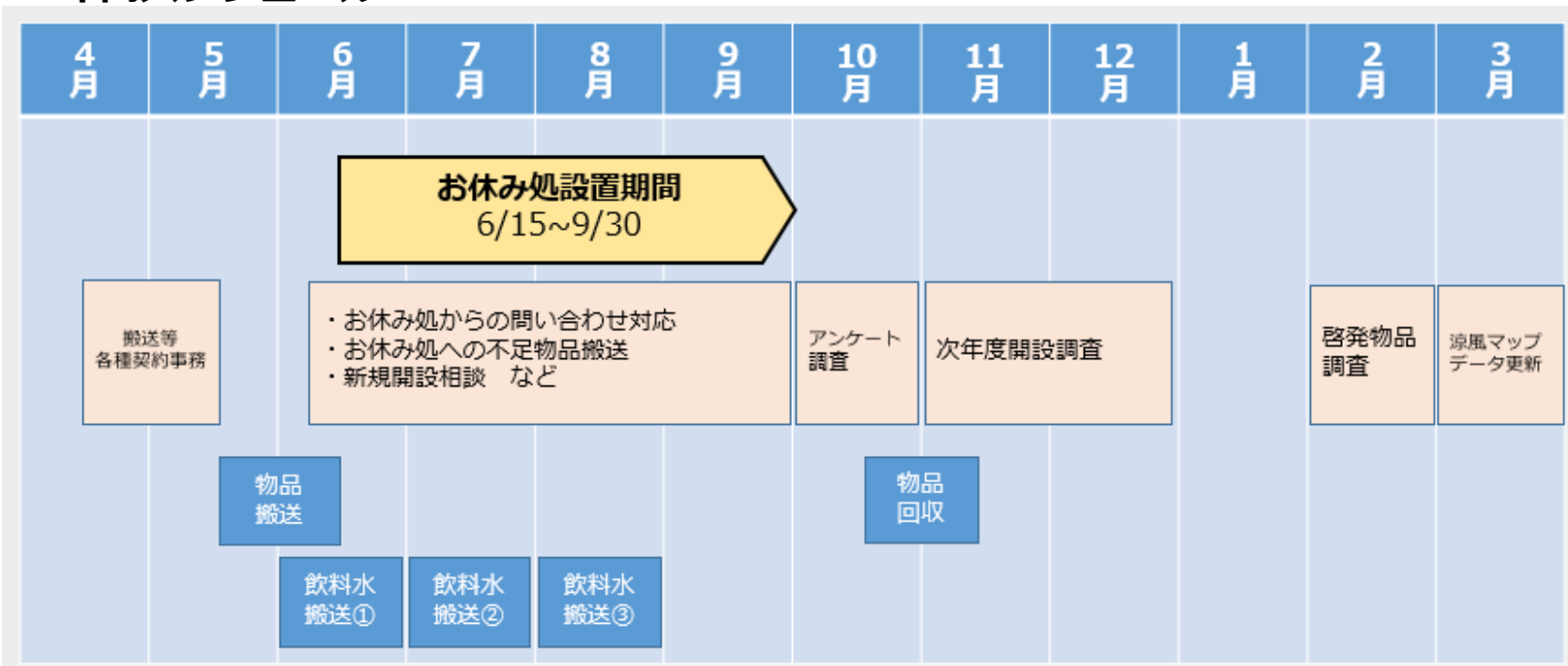


5. 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)と涼み処

事例11. 東京都世田谷区 「お休み処」

- 民間施設における「お休み処」設置要件 ※区内278施設(うち民間施設は207施設)(令和5年度)
以下の点について、個別に聞き取りを行い設置の可否を判断している
 - ① 冷房設備を備えている施設か
 - ② 休憩ができるイス等があるか
 - ③ 利用者へ営業を行うなど営利目的での設置ではないか

● 年間スケジュール



▲「お休み処」栗の湯
(令和5年)

■ 苦労した点

今後の課題としては、①設置箇所数増への対応(設置のルール化、全庁あげた取組等)、②事業の執行体制の確保、③更なる認知度の向上などが挙げられる。

■ 工夫した点

設置時間については、施設の運営時間に合わせている。
また、設置に必要な、飲料水、のぼり旗、啓発資材等は保健所から配送している(イスや机は施設の設備を利用)。